告示

○財務省告示第三百七十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年十二月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三十回	七千三百二十万円	七千三百十五万九千百七十四円
〃	第三十一回	一億四千七百六十八万円	一億四千七百五十九万七千六百七十六円
〃	第三十二回	九千七百四十二万円	九千七百三十六万五千七百二円
〃	第三十三回	五千六十一万円	五千五十八万九千八百五十四円
〃	第三十四回	一億二千七百五十五万円	一億二千七百四十九万九千二百八円
〃	第三十五回	一億四千八百八十一万円	一億四千八百七十五万七百二十八円
〃	第三十六回	一億千七百七十三万円	一億千七百六十一万七千四百四十八円
〃	第三十七回	一億五千四百三十一万円	一億五千四百十三万七千九百二十二円
〃	第三十八回	三億九千四百六十四万円	三億九千四百十九万九千八百五十四円
〃	第三十九回	六億五千七百七十二万円	六億五千七百九万千百二十八円
〃	第四十回	六億九千五百四十四万円	六億九千四百八十三万四百九十二円
〃	第四十一回	七億千九百十二万円	七億千八百五十四万七千五十円
〃	第四十二回	一億九千九百一万円	一億九千八百八十五万千四百六十六円
〃	第四十三回	六億五千四百九十七万円	六億五千四百五十五万二千五百六十二円
〃	第四十四回	四億四千九百五十四万円	四億四千九百二十一万七千七百六円
〃	第四十五回	五億八千六百七十二万円	五億八千六百三十四万円
〃	第四十六回	八億千百三十六万円	八億千九十万七千五百二十二円
〃	第四十七回	三億七千百三十五万円	三億七千百十一万三千三百三十円
〃	第四十八回	一億六千七百五十五万円	一億六千七百四十四万三千五百七十四円
〃	第四十九回	四億七百六十二万円	四億七百三十九万二千七百十六円
〃	第五十回	五億四千九百三十九万円	五億四千九百十二万七千三百七十四円
〃	第五十一回	五億八千九百三十五万円	五億八千九百六万九千二百十九円
〃	第五十二回	十七億千四百五万円	十七億千三百二十三万五百九十四円
〃	第五十三回	二千三百五十万円	二千三百四十九万四十円
〃	第五十四回	四百万円	三百九十九万八千四百六十五円
〃	第五十五回	千六百万円	千五百九十九万四千八百十五円
〃	第五十六回	二千六百万円	二千五百九十九万二千三百十七円
〃	第五十七回	千四百五十万円	千四百四十九万六千五百四十六円
〃	第五十九回	四百万円	三百九十九万九千七十五円
〃	第六十回	四百万円	三百九十九万九千二百十七円
〃	第六十四回	九千二百四十二万円	九千二百四十一万九千二百四十一円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十一回	一億五千六百七十五万円	一億五千六百二十八万七千九百二円
〃	第二十二回	四億五百三十七万円	四億三百六十九万四百十四円
〃	第二十三回	五億千二百四十六万円	五億千七十八万五千八百八十円
〃	第二十四回	四億九千二百十七万円	四億九千九十一万五千百四十六円
〃	第二十五回	九億八千二百二十七万円	九億七千九百六十八万七千二百二十四円